

## 留萌市地域公共交通活性化協議会規約

## (目的)

第1条 留萌市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成、実施に係る協議及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図るために必要となる地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する事項を協議するため設置する。

## (事務所)

第2条 協議会の事務所は、北海道留萌市幸町1丁目11番地留萌市役所内におく。

## (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 交通計画の策定及び変更に関すること
- (2) 交通計画の実施に係る協議に関すること
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関すること
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要なこと

## (組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし再任は妨げない。

- 2 欠員により新たになった委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。

## (会長及び副会長)

第6条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長不在のときは、会長

の職務を代理する。

(協議会の運営)

第7条 協議会は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。

3 協議会の議決方法は、出席委員の過半数で決する。ただし可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認める協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議または調整をするため、必要に応じて協議会の幹事会をおくことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局をおく。

2 事務局は、留萌市地域振興部政策調整課におく。

3 事務局に事務局長、事務局員をおき、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の経費をもって充てる。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2名おく。

2 監査委員は、会長が指名する者をもって充てる。

3 会長及び副会長は、監査委員を兼ねることはできない。

4 監査委員は、協議会の会計監査を行い、結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年3月2日から施行する。
- 2 設置時の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和2年11月24日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和3年3月19日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	団 体	委 員
計画を策定する市	留萌市	副市長及び留萌市長が指名する者
道路管理者	留萌開発建設部	留萌開発建設部長が指名するもの
公共交通事業者	沿岸バス株式会社	代表又は代表が指名する者
	旭川地区ハイヤー協会留萌部会	
	交通労連沿岸バス労働組合	
	北海道中央バス株式会社	
学校関係	留萌市小中学校校長会	
市民又は利用者の代表	留萌市老人クラブ連合会	
	留萌市社会福祉協議会	
	留萌商工会議所	
運輸局	北海道運輸局旭川運輸支局	旭川運輸支局長が指名する者
北海道	北海道留萌振興局	留萌振興局長が指名する者

○ 留萌市地域公共交通活性化協議会規約（案）新旧対照表

新			旧		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区 分	団 体	委 員	区 分	団 体	委 員
計画を策定する市	留萌市	副市長及び留萌市長が指名する者	計画を策定する市	留萌市	副市長及び留萌市長が指名する者
道路管理者	留萌開発建設部	留萌開発建設部長が指名する者	_____	_____	_____
公共交通事業者	沿岸バス株式会社	代表又は代表が指名する者	公共交通事業者	沿岸バス株式会社	代表又は代表が指名する者
	旭川地区ハイヤー協会留萌部会			旭川地区ハイヤー協会留萌部会	
	交通労連沿岸バス労働組合			交通労連沿岸バス労働組合	
	北海道中央バス株式会社			_____	
学校関係	留萌市小中学校校長会	代表又は代表が指名する者	学校関係	留萌市小中学校校長会	代表又は代表が指名する者
市民又は利用者の代表	留萌市老人クラブ連合会	代表又は代表が指名する者	市民又は利用者の代表	留萌市老人クラブ連合会	代表又は代表が指名する者
	留萌市社会福祉協議会			留萌市社会福祉協議会	
	留萌商工会議所			留萌商工会議所	
運輸局	北海道運輸局旭川運輸支局	旭川運輸支局長が指名する者	運輸局	北海道運輸局旭川運輸支局	旭川運輸支局長が指名する者
北海道	北海道留萌振興局	留萌振興局長が指名する者	北海道	北海道留萌振興局	留萌振興局長が指名する者

附 則

- 1 この規約は、令和3年3月19日から施行する。